

生活保護利用者の多くは「不正受給」をしている。こんな風潮が少なからずあります。西日本新聞に掲載された「生活保護費をだまし取った容疑で男逮捕」という記事。このような不正行為は、生活保護にかかわる運動をしている私たちとしても、心底怒りを感ずります。その一方で…。

■北九州市でも不正金額は、生活保護費のわずか0.5%

全国でも北九州市でも、「不正金額」は全体の約0.5%なのに、新聞などでは大々的に報道され、生活保護利用者の多くが不正をしているかのように見られる傾向が作り出されています。こうしたことが生活保護の利用を抑制しています。

■制度が複雑で分かりにくい

高校生のアルバイトは申告しなければ不正受給ですが、申告して修学旅行費などに使えば不正ではありません。そんなことを高校生は知りません。親に内緒でアルバイトをしてスマホを買うと不正受給になります。

■生活保護が特に攻撃の対象に

今年7月、小倉南区で特養ホームや保育所などを営む社会福祉法人が「市の補助金や国の負担金を少なくとも3240万円も不正受給していた」と報道されました。

この法人は、自民党の市会議員が理事を務めており、市議の弟は施設長だった前回の市議選の時、公職選挙法違反で逮捕されました。

しかし、今回の不正受給について警察は逮捕せず、行政も認可取り消しではなく補助金の返還を求めるとのことです。金額的には何倍にもなる不正受給でも対応が異なります。

◆生活保護費をだまし取った容疑で男逮捕 八幡西署は24日、詐欺の疑いで、八幡西区春日台2丁目の警備員高倉正行容疑者(69)を逮捕した。逮捕容疑は、就職して収入を得るようになったにもかかわらず、同区役所に無収入と申告し、2013年10月4日から14年9月1日まで11カ月分の生活保護費約84万円をだまし取った疑い。署によると、10年12月から生活保護を受給。区役所職員が、就労があることを確認し警察に相談していた。

不正受給容疑で逮捕 10月25日付西日本新聞

■1.5億円の予算を使い重箱の隅をつつくような調査強化

法律家などでつくる「大阪市生活保護行政問題全国調査団」が2014年に調査した結果によると、不正受給の内、3万円未満は23%。数千円、数百円という例も多数見られ、345円、270円、150円という事例もありました。

生活保護利用者のパチンコが問題になりますが、パチンコで勝った時は申告しないと不正になり、申告すれば、保護費から申告金額が天引きされます。

ケースワーカーは調査や手続きに時間と労力を取られ、細かな不正受給の事務処理に追われて、肝心の本来の業務である生活支援が不十分になることが多く本末転倒です。

北九州市は生活保護の不正受給対策に、毎年約1億5千万円も使っています。

■北九州市の怠慢は棚上げ

一方、本会報の11号に掲載した交通事故の示談金などを全額取り上げようしたり、病院への通院費を求めても「そんな制度はない」などと、追い返す事例も多くあります。これは形を変えた行政による「不正取り立て」「不正不支給」です。



あなたも、市議会で
請願・陳情をしてみませんか



11月2日、市議会保健病院委員会での陳情風景(撮影 小倉タイムス社)

中央で口頭陳述をする生健会の会員さん。右は、自民党・公明党の議員。左はハートフル、共産党、無所属の議員。手前は、正副委員長。奥は生活保護課の職員。奥の右と左は記者席。一番奥は、傍聴者(この日は門司、小倉、八幡の各生健会から参加)。

日本国憲法第16条は、国民の請願権を保障しています。昔は直訴や百姓一揆は死罪でしたが、今は「いかなる差別待遇も受けることはない」と定めています。

福岡県議会は多くの場合、委員長が「当委員会に付託されております請願は、お手元配付の一覧表のとおり、〇〇件であります。この請願につきまして、何か質疑等はありませんでしょうか。…〔「なし」と呼ぶ者がある〕で終わりです。(議事録より)

ところが、北九州市議会は、陳情・請願の一つ一つに時間をかけて丁寧に審議します。まず、当局の見解を求めたあと議員と

当局が議論をします。さらに、北九州市議会の良いところは、5分間の口頭陳述が行えます。そして、今年4月からは全国の政令市で一番遅くなりましたが議事録も作られるようになりました。

北九州の生健会は毎議会「陳情」をしています。この日の陳情は、生活保護利用者の家賃に共益費や管理費が付くことが増えてきましたが、これを住宅扶助費で支給してほしいと求めました。保護課は「全国大都市会議として国に求めている」と答えました。

皆さんも、請願・陳情権を活用してはいかがでしょうか。



＜私たちの市長を＞

永田浩一さん(51才)が「笑顔と希望の北九州市をつくる会」から、市長選挙に立候補する決意を表明しました。

永田氏は、北九州大学卒業。日本共産党の門司・小倉地区委員長などを歴任。

＜お知らせ＞

11月30日支給の12月分生活保護費には、一時扶助費(もち代)が入っています。

1人世帯：13,260円
2人世帯：21,620円
3人世帯：22,290円
4人世帯：25,070円
5人世帯：26,130円

小倉生健会
生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために